

Title	小幡篤次郎とJ・S・ミルの『宗教三論』
Sub Title	
Author	舩木, 恵子(Funaki, Keiko)
Publisher	慶應義塾福澤研究センター
Publication year	2004
Jtitle	近代日本研究 No.21 (2004.) ,p.1- 31
JaLC DOI	
Abstract	<p>小幡篤次郎によるJ・S・ミルの『宗教三論』の翻訳が、丸屋善七商店から明治十年(一八七七年)に出版されてから百年以上の年月が経った。その間日本におけるJ・S・ミル研究は活発で、ミルの多くの著作が翻訳され欧米との学問的交流も頻繁におこなわれてきた。特にトロント大学出版からミルの書簡や草稿を含む『ミル著作集』全三十三巻が刊行されてからは格段の進歩をとげている。しかし不思議なことにミルの遺稿『宗教三論』の翻訳は現在に至っても小幡篤次郎の翻訳以外に存在しない。遺稿である『宗教三論』はミル自身が編集、出版したわけではなく、ミルの死後に宗教関係の著作として三つの論文がまとめられて出版されたものである。第一論文「自然論」は、ミルと妻ハリエットの書簡によれば、ミルが三年三ヶ月の構想の末一八五四年二月五日に完成させた重要な著作であり、その次に書かれた第二論文「宗教の有用性」もミルが残したプランに含まれる著作であるという。この二つの論文が書かれた一八五〇年代というのは、ミルはハリエットと共に肺病に冒されて死を覚悟した時期として有名である。書簡によればこのプランは、ミルが「自然論」を完成させた後に最悪の健康状態の中で、自分の生存中に是非書いておきたい十二のテーマを妻ハリエットへ送付したものであるという。前述のように、その中には小幡篤次郎が「教用論」として翻訳した『宗教三論』第二論文「宗教の有用性」(一八五四年) (Utility of Religion)も含まれている。以後このプランに沿って『自由論』(一八五九年)、『功利主義論』(一八六三年)、遺稿「社会主義に関する諸章」(一八七九年)などが現実のものとなっている。プランは左記のようなものである。① Defense of Character 性格の相異について (国、人権、年齢、性別、気性など) ② Love 愛③ Education of taste 慎みの教育④ Religion of l'avenir 将来の宗教⑤ Plato プラトン⑥ Slander 中傷⑦ Foundation of Moral 道徳の基礎⑧ Utility of Religion 宗教の有用性⑨ Socialism 社会主義⑩ Liberty 自由⑪ Doctrine that</p>

	<p>causation is Will 原因としての意思学説⑫ Family and Conventional 家族と習慣小幡篤次郎が翻訳した『宗教三論』第二論文はプランの八番目に論文タイトルそのまま存在している。また内容的には④の「将来の宗教」も含まれている。但しこのプランに入っていない第一論文「自然論」はこのプランの直前、一八五四年に書き終え、引き続き第二論文に着手したことが、ロブソンによるミルとハリエットの書簡分析によって明らかになっている。この事実から小幡篤次郎の『宗教三論』の翻訳は、一八五〇年代のミルのプランに基づいた論文を日本に導入したのものとして、『自由論』や『功利主義論』などの導入と同様にミル研究において価値あるものといえるだろう。本稿ではJ・S・ミル『宗教三論』のミル研究における特殊性を述べた後、小幡篤次郎の明治十年と十一年の『宗教三論』の翻訳を分析する。さらに第一、第二論文だけがなぜ出版され、なぜ第三論文は翻訳されているにも関わらず、出版されなかったのかという出版の経緯も推察する。それについては、小幡篤次郎の明治元年の著作『天変地異』を参照しながら、『宗教三論』第一論文「自然論」との関係論を論じることにする。</p>
Notes	特集・小幡篤次郎没後百年
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10005325-20040000-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

小幡篤次郎とJ・S・ミルの『宗教三論』

船木恵子

一 はじめに

小幡篤次郎によるJ・S・ミルの『宗教三論』の翻訳が、丸屋善七商店から明治十年（一八七七年）に出版されてから百年以上の年月が経った。その間日本におけるJ・S・ミル研究は活発で、ミルの多くの著作が翻訳され欧米との学問的交流も頻繁におこなわれてきた。特にトロント大学出版からミルの書簡や草稿を含む『ミル著作集』全三十三巻が刊行されてからは格段の進歩をとげている。しかし不思議なことにミルの遺稿『宗教三論』の翻訳は現在に至っても小幡篤次郎の翻訳以外に存在しない。遺稿である『宗教三論』はミル自身が編集、出版したわけではなく、ミルの死後に宗教関係の著作として三つの論文がまとめられて出版されたものである。第一論文「自然論」は、ミルと妻ハリエットの書簡によれば、ミルが三年三ヶ月の構想の末一八

五四年二月五日に完成させた重要な著作であり、その次に書かれた第二論文「宗教の有用性」もミルが残したプランに含まれる著作であるという。この二つの論文が書かれた一八五〇年代というのは、ミルはハリエツトと共に肺病に冒されて死を覚悟した時期として有名である。書簡によればこのプランは、ミルが「自然論」を完成させた後に最悪の健康状態の中で、自分の生存中に是非書いておきたい十二のテーマを妻ハリエツトへ送付したものであるという。前述のように、その中には小幡篤次郎が「教用論」として翻訳した『宗教三論』第二論文「宗教の有用性」(一八五四年)(Utility of Religion)も含まれている。以後このプランに沿って『自由論』(一八五九年)、『功利主義論』(一八六三年)、遺稿「社会主義に関する諸章」(一八七九年)などが現実のものとなっている。プランは左記のようなものである。

- ① Defense of Character 性格の相異について(国、人権、年齢、性別、気性など)
- ② Love 愛
- ③ Education of taste 慎みの教育
- ④ Religion of Iavenir 将来の宗教
- ⑤ Plato プラトーン
- ⑥ Slender 中傷
- ⑦ Foundation of Moral 道徳の基礎
- ⑧ Utility of Religion 宗教の有用性
- ⑨ Socialism 社会主義

⑩ Liberty 自由

⑪ Doctrine that causation is Will 原因としての意思学説

⑫ Family and Conventional 家族と習慣

小幡篤次郎が翻訳した『宗教三論』第二論文はプランの八番目に論文タイトルそのまま存在している。また内容的には④の「将来の宗教」も含まれている。但しこのプランに入っていない第一論文「自然論」はこのプランの直前、一八五四年に書き終え、引き続き第二論文に着手したことが、ロブソンによるミルとハリエツトの書簡分析によって明らかになっている。この事実から小幡篤次郎の『宗教三論』の翻訳は、一八五〇年代のミルのプランに基づいた論文を日本に導入したものととして、『自由論』や『功利主義論』などの導入と同様にミル研究において価値あるものといえるだろう。本稿では J・S・ミル『宗教三論』のミル研究における特殊性を述べた後、小幡篤次郎の明治十年と十一年の『宗教三論』の翻訳を分析する。さらに第一、第二論文だけがなぜ出版され、なぜ第三論文は翻訳されているにも関わらず、出版されなかったのかという出版の経緯も推察する。それについては、小幡篤次郎の明治元年の著作『天変地異』を参照しながら、『宗教三論』第一論文「自然論」との関係論を論じることとする。

二 『宗教三論』の取扱い——イギリスと日本の場合

『宗教三論』(Three Essays on Religion) は、先にも述べたように「自然論」(一八五四年)、「宗教の有用性」

(一八五四年)、「有神論」(一八七三年)の三論文を、ミルの養女ヘレン・テイラーがミル亡き後に編集し、一八七四年に出版したものである。そのうち第一、第二論文は一八五〇年代に既に完成していた著作であり、第三論文はミルが亡くなる直前の一八七三年に書き終えたものである¹⁾。編集者であるヘレン・テイラーは序文においてこの三論文の首尾一貫性を主張し、特に「自然論」についてはミルがその出版を、亡くなる直前の一八七三年に予定していたことを述べている。しかしこれら著作のテーマについての首尾一貫性はあるとしつつも、ヘレン・テイラー自身が一八五〇年代の著作と最晩年の「有神論」との論調の違いを説明し、それはミルの修正が未完成なためであるとして、著作の不完全性を序文で示したこと、さらにミルには、第二論文を出版する意思がなかったという事実がヘレン・テイラーの序文から理解されたことなどによって、『宗教三論』はミル研究においては、他の著作に比べて重視されない扱いになったように思われる。またもう一つの重要な理由によって『宗教三論』は非難や無視をされなければならなかった。それは『宗教三論』出版後、ミル自身の宗教に対する立場を知る周辺の人々から、これら著作の宗教的な内容に関して驚きや反感が生じたことである²⁾。つまり十九世紀のイギリスはキリスト教と政治機構が強力に結びついた社会であったため、生存中ミル自身は自分の宗教的な信条を社会に明かすことはなく、明確な意思表示をたえず控えていたので、ミルが亡くなった後に宗教に関するこのような明確なメッセージを受け取った人々は困惑したのである³⁾。以上のことから『宗教三論』は一八七四年の出版時以降ミル研究においてタブー視され、一八八五年に第三版が再販された後はその草稿の行方すら不明である。

しかし最近のミル研究では、今まで三論文を一括して分析し「ミルの宗教観」としていたものを個別に扱い、同時期の著作と比較検討するという新しい視点をもって研究されている。これは前述のミル著作集編集者J・

M・ロブソンがミルの書簡を分析して、前述した一八五〇年代の十二のテーマとその後の著作から、この時期のミルの著作における思想的な連続性を主張して以来、『宗教三論』における一八五〇年代の二つの論文とミルの主要著作とされる『自由論』や『功利主義論』などの関係を重視するようになったためである。つまり現代では、一八五〇年代に書かれた『宗教三論』の第一、第二論文「自然論」や「宗教の有用性」と『自由論』や『功利主義論』などこの時期の著作が、ミルの功利主義思想を理解するために不可欠なもの、場合によっては相互に補完し合う著作として考えられるようになってきている。このことにより長い間タブー視されていたミルと宗教との関係が、現在では重要な分析要因として注目されており、さらに発展的に現代自由主義思潮の分析に使用される場合も生じている。

ところで以上のような欧米中心のミル研究から、わが国のミル思想の受容に視点を移してみると、欧米とは異なる独自性を発見することができる。それは『宗教三論』に対する日本人の敏感な反応である。例えば東北大学図書館に残されている夏目漱石の蔵書の中には『宗教三論』があるが、漱石はその中に自筆の覚書を残し、注意深く傍線を引いている。漱石がこれを読んだ時期は不明だが、漱石の蔵書は一八七四年に出版された『宗教三論』の第二版である。覚書を挟んだ箇所は第二論文「宗教の有用性」の後半部分、そして傍線を残しているのは「有神論」だけである。さらに「有神論」で漱石が傍線を残しているのは四ヶ所あり、すべてが自然神学に関する部分である。特に「自然論」とも関係の深い自然と人間との関係や、全能の神の存在証明に関する部分に傍線を残しているのが印象的である。これは「有神論」(Ⅰ)から(Ⅴ)のうち(Ⅱ)の最後までであり、それ以後で述べられる靈魂の不滅や、奇跡論、神の啓示の部分には注や傍線はない。いづれにしても漱石については漱石研究に委ねる必要があるが、どちらかといえば漱石は啓示宗教(キリスト教)に関する部分よ

りは宇宙論的証明部分にその関心があるように思える。

また前述のように『宗教三論』は明治七年（一八七四年）にイギリスで出版され、明治十年（一八七七年）九月には、福沢諭吉の序文による、小幡篤次郎訳『弥児氏宗教三論』が翻訳、出版されている。これは異例の早さである。もちろん『自由論』(On Liberty)（一八五九年）は明治五年（一八七二年）に中村正直によって、既に『自由の理』として翻訳、出版されていたがイギリスでの出版からは十三年後であり、明治八年（一八七五年）に永峰秀樹翻訳による『代議政体』(Considerations on Representative Government) もイギリスでの出版（一八六一年）から十四年後に出版されている。また西周による翻訳の『利学』(Utilitarianism) はイギリスでの出版（一八六一年）から十六年が経っている。このことからあらためて『宗教三論』がイギリスで特に評判が良かった著作ではないだけに、その日本への導入の早さは突出していることが理解できる。次の節では小幡篤次郎の『弥児氏宗教三論』を分析する。

三 『弥児氏宗教三論』（一）、（二）について

小幡篤次郎訳『弥児氏宗教三論』は、第一論文の「自然論」(Nature) が弥児氏宗教三論卷之一「天然論」として明治十年九月に丸屋善七商店から出版されている。続く第二論文「宗教の有用性」(Utility of Religion) が弥児氏宗教三論卷之二「教用論」として明治十一年八月に出版されている。しかし第三論文の「有神論」(Theism) はその後出版された形跡はない。しかし「天然論」の緒言で福沢諭吉は次のように述べている。

「宗教三論ハ英国ノ学士弥兒氏ノ原著ニシテ第一天然論、第二教用論、第三大極論是ナリ小幡篤次郎君コレヲ翻訳シテ三論共ニ稿ヲ脱シタレモ校正未タ半ニ至ラス本年五月同君欧羅巴ニ遊歴ノトキ第一論ヲ拙店ニ附シテ出版ノコトヲ託シ他ハ之ヲ行李ノ中ニ蔵メテ旅行ノ余暇ニ再考スルノ約束ナレハ来年帰國ノ後第二第三論ヲモ次テ出版ニ及フ可シ君カ出立ノトキ言ヲ留メテ云ク此ノ第一論モ旅裝多事ノ際、充分ノ校正ヲ経タルモノニ非スト蓋シ弥兒氏ノ著書其意深遠緻密、仮令ヒ小幡君ノ才学ヲ以テスルモ訳本中往々原意ヲ尽サザルモノナキヲ期ス可ラス看官夫レ之ヲ諒セヨ翻訳ノ大成ハ蓋シ再版ノトキニアル可シ明治十年八月十三日 出版社丸屋善七君ノ需ニ応シテ福沢諭吉代筆」

この中で注目すべき点は、第一論文「天然論」だけでなく、第二論文「教用論」も、第三論文の「大極論」も脱稿しており、順次出版の用意があると述べていることである。しかし現実には第三論文「大極論」は出版されていない。ただ小泉「一九九七」によれば、完成時期は不明だが、完成原稿は存在していることがわかっている。⁶⁾

小幡篤次郎の翻訳の特徴は、意味を把握した的確な翻訳である。たとえば「天然論」では、論文タイトルの「Nature」という言葉を「天然」と小幡は訳している。ミルが主張する「人力ではどうしようもない状態」や「創造物」という意味を含めるには、現代人の感覚でも「自然」よりは「天然」と訳すほうがぴったりしていると感じる。但し小幡は、Natureの定義に際して、Natureには複数の意味があるとミルが論証する過程で、「主体の意思なしに、また自発的な作用なしに生じる場合」のみを「天然」と訳し、複数の意味を含んだNatureの場合には「自然」という語を使用して使い分けている。⁷⁾ また第二論文で「Utility of Religion」を「教用論」と

訳しているが、これは小幡が十分に論文内容を理解しているためと考える。「宗教の有用性」とか「宗教の功利性」と訳するのは正確ではあるが、それよりもミルがこの論文の中で道徳の再生のためには既存宗教に代わる新しい「人間性の宗教」(Religion of Humanity)を用いる必要があると主張する、この論文のテーマを的確にとらえ「教用」という言葉を使用していることが推測できるのである。さらに出版されていない第三論文のタイトル「Theism」を「大極論」と訳するのは、第三論文のテーマが、単に啓示宗教としてのキリスト教における一神論の証明にあるのではなく、自然神学と結びついた宇宙の存在証明論という、宋学の宇宙論(太極論)と非常に似通った宇宙論の証明がテーマであることを十分に理解していたためと推察できる。この点で先に述べた漱石の傍線個所の意味も理解しやすくなる。要するに「Theism」を「大極論」と訳したのは、小幡篤次郎の儒教に対する教養ゆえと理解できる。それにしても、テーマの正確な把握を重視する小幡の簡潔な翻訳は彼の鋭い洞察力を示すとともに、著述内容に関する知識の豊富さをうかがわせるものである。しかし小幡の翻訳を論じる前に、まずJ・S・ミルの「自然論」と「宗教の有用性」についてその内容を大まかに理解する必要があるだろう。つまり小幡がその内容においてどのような共感ないし、興味を得たのかを知る必要があると考えるためである。

「自然論」は短編ながら、二つの段階をもっている。第一段階で「自然」とは何か、あるいは「自然」という言葉の厳密な意味は何かということ进行分析する。具体的には第一段階の「自然」という言葉の分析において、存在命題に属する「存在するものすべて」、つまり「自然法則にもとづいて運動するすべての物質」がまず分析される。ここで述べる自然法則というものは、具体的には力学的な物理法則のことである。しかしミルは現実の認識に照らせば「自然」という言葉の意味や使用法はこれだけでは不十分であり、「主体の意思や自発的

作用がない状態でおこるもの」という定義も二番目に分析できるといふ。そしてさらに、これとは別に「べきである」という当為命題に属する善悪基準の「自然法概念」さえも第三の意味として分析できると結論する。このように「自然」の意味を結論したミルは、この論文の次の段階で、「自然」の意味が存在命題「What is」と当為命題「What ought to be」の両方に渡っていること、しかも「べきである」とする当為命題での使用では、道徳的な善悪基準を「自然」という言葉に結びつけ、さらに法概念と結びつけて「自然法」になっていることを明らかにする。そしてこの事実に対する分析と論証こそが、第二段階のテーマであることを明らかにする。

「自然論」においては、ミルも述べているように第一段階の論証が重要な鍵になっている。⁸第二段階でのテーマは、第一段階の結論を定義として自然法概念の非科学性や、人為と自然とが対立するのではなく調和し、結果として人間の自然に対する改変行為も、善悪の概念とは別に「自然」に含まれる（但し物理的意味での）という論証をすることにある。しかしこれには第一段階でのロジックが必要になる。つまり「What is」の存在命題に「存在するものすべて」と「主体の意思や自発的作用がない状態でおこるもの」という二つの意味と使用方法があることが明確にされて初めてこの結論が導かれるという構造になっている。

ミルは「自然論」の中で、「自然」が善悪と全く関係がないことをしばしば自然の残酷性を強調することで論じている。これは「有神論」でも神の存在証明との関連で取扱われるが、これに関してヘレン・テイラーは序文の中でこの著作が進化論以前のものであるにもかかわらず、進化論的視点を持っていたことを述べている。⁹一八五四年の「自然論」の段階で、ミルは道徳の問題を宗教と結びついた自然法から切り離し、逆に人為と自然とを同化することによって、自然を変える (alter) ことは善悪基準の範疇ではなく、存在命題である自然法則的行為であることを述べている。この部分で、十九世紀ヨーロッパの自然科学の常識となっていた自然法則

性の重視を理解できるのだが、但しミルの場合このロジックを「宿命論」や「必然論」として、あるいは「絶対性」の主張として用いるのではなく、自然法則と道徳律としての社会規範を同一チームで論じる「自然法」思想に対して、逆に論理を唯物論として徹底してしまふのである。当然自然法則性は維持されるが、「宿命論」「必然論」のような絶対性をもたないのは、それが改変可能性を前面に主張しているからである。つまり自然法則であつても状況や環境で変化しうるといふ考え方が常に存在するためである。そこからミル特有の進歩史観が生じる。この進歩史観はミルの著作の中で様々に主張されている。例えば社会主義に関する場合もその時代の土地所有の状況や人々の慣習などの環境によつて、いきなり革命を起こすのではなく、アソシエーションによつて漸進的に階級破壊すべきであると考ええる。つまりゆつくりと実験をしながら進むような社会改良の可能性を主張する。「自然論」におけるこの改変可能性の主張について、ヘレン・テイラーは進化論的視点だと述べたのだから、このような思考方法は一八四三年に書かれた『論理学体系』の第六卷「人間科学の論理学」の中で主張される科学とアート論における実践主義の方法論にも関連するものと考ええる。いづれにしてもミルの思考の特徴は、合理的な物理的法則性を維持しながら、法則の改変可能性を主張し、その方法を現実的な実践行為の漸進的な積み重ねにより実験していくというものである。このように「自然論」は短い小論であるにもかかわらず、ミルの唯物論的な進歩史観が端的に読み取れる論文である。

但しこのような「自然論」の内容は、福祉や教育、道徳の問題はどうあるべきかという、人間の内的進歩に関する具体的な視点を明確に含んでいない。つまり「べきである」という当為命題は、「自然論」の中では自然法の否定に集約されてしまふので、ここでは物理法則中心に唯物論的に分析されるからである。ただしこれらの当為命題は第二論文「宗教の有用性」で明確にされる。この第二論文は、先のロブソンの書簡分析で「自

然論』を二月に脱稿した直後から書き始め、四月には完成していたという論文である。そのため「自然論」と「宗教の有用性」の関係は密接である。これら二つの論文を総合的にみることによりミルの道徳教育に関する考えを理解することが可能になる。

十九世紀イギリス社会はいわゆる自然法概念がキリスト教と深く結合していた。それはイギリス社会の論理的な道徳基準が宗教的な絶対者の名による自然神学を中心に構成されており、それ自体が科学的な宇宙論であるという絶対的信念によって、社会の常識を構成していた。これら宇宙論が社会的な道徳となることによって、「宿命論」としての神の絶対性が守られ、神と人との社会的秩序が維持されていた。それを疑うような言動は、社会秩序を乱すものとして、不道徳的行為として社会的制裁を受けた。ミルはこのような宗教に関する言論の自由が失われているイギリス社会に対抗しこれら二編の論文を書いたのだが、ヘレン・テイラーも序文で述べているように、ミルは論文を社会に公表することは時期尚早と考えていた¹⁰。但し一八七三年に「自然論」だけは出版しようと考えたという。なぜならミルの最晩年には、これを書いた一八五〇年代より言論の自由も少しは認められ、キリスト教に対して批判的なことも以前より主張できるようになったからであるという。このように『宗教三論』のうち唯一「自然論」だけは出版できる状態にあったことが分かっている。

第二論文は、既存のキリスト教に代わる道徳的規準によって既存宗教以外に宗教から受けることができる利益を得られるかどうかを論じたものである。市民社会において法律だけでなく道徳規準は、社会的利益のためにはどうしても必要であるが、ミルは既存宗教としてのキリスト教を基準としたものではなく、それに代わる人間主体的な道徳基準を教育に適用することが有効であると「宗教の有用性」のなかで述べている。ミルは論文中で「人間性の宗教」(Religion of Humanity)という抽象的な概念を述べているが、この概念はミル自身が

論文中で述べているように、コントの思想やジョージ・グロートの『自然宗教が人類の地上の幸福に及ぼす影響』（一八二二年）から影響を受けている。もともと、ジョージ・グロートの著作はベンサムの代筆と言われているので、ベンサムの宗教観、すなわち功利主義思想に基づく宗教観と同一と考えてよいだろう。

しかし現代のミル研究では、ミルの使用した「人間性の宗教」(Religion of Humanity) について、より新しい解釈がされつつある。例えばリンダ・レーダー (L. Rader) はミルの「人間性の宗教」を「宗教」よりももっと広い範囲でとらえ、これはミルの哲学からもたらされたものであると分析している。「人間性の宗教」は世俗的な「神なき宗教」であることをレーダーは強調し、これは少なからずミルの哲学的経歴においては他の著作と一貫性を持つと述べている。これは従来からいわれているような「ベンサムの宗教観」、あるいは「功利主義的宗教観」と言われることよりもさらに新しい解釈である。つまりミルの功利主義哲学が「神なき宗教」と一貫性を持つということは、ミルの思想的コアの部分と宗教観が一貫性を持つことになる。こうした視点から現代のミル研究では『宗教三論』と『自由論』『功利主義論』など一八五〇年代の著作との連続性が主張され、研究が進んでいなかったミルの宗教観が自由主義思想との関連で注目されることになった。レーダーはミルの「人間性の宗教」を「社会的宗教」として位置づけ、これは現代アングロ・アメリカ思潮が広範に吸収したものであると主張し、これは「宗教」ではなく、現代アメリカ思想の思想的なルーツであると理解している¹¹。つまりいわゆる政治的イデオロギーとしてミルの宗教観を位置づけしているとも言えるだろう。

ところで、「人間性の宗教」(Religion of Humanity) を小幡はどのようにに訳しただろうか。小幡はこれに「人道宗」という訳語を当てている。小幡が「人道宗」をどのように考えたかは、どこにも記述がないのでわからないが、「教用論」序において小幡の本音を垣間見ることができる。「教用論」序は福沢諭吉の序文ではな

く、小幡篤次郎自身の序文であるが、彼がキリスト教に基づいた西洋思想に対してどのように考えていたかがこれによって理解できる。

教用論序

彌爾氏人道ヲ宗教外ニ立テント欲シ其能ク立ツ可キ／ヤ否ヤヲ古今ノ経験ニ拠テ論折スルニ当リ独リ希臘／古代ノ一例ノミ宗教ニ由ラスシテ教ヲ立テ以テ人ヲ／薰陶教化スル足ルヲ証セリ余惟フニ氏ニ加スルニ数／年ノ命ヲ以テシ漢土孔孟ノ教我武士道ノ如キ宗教外ノニ大振シ世を化シ人ヲ動スノ教アルヲ知ルニ及ハシ／メバ其確信ヲ固フスルモノ果シテ如何ソヤ氏ガ所以ノ人道宗ナルモノヲ以テ能ク天下ノ人心ヲ籠絡シエテ／皆此道ニ由ラシムヘキヤ否ヤハ余輩ガ未タ窺ヒ得サルノ所ナレトキ人道ノ宗教外ニ獨立シ得ヘキガ如キハ數百ノ年来宗教外ニ思想ヲ開明セシ我上等社会ノ人ニ在テ／ハ疑ヲ容シサル所ナルガ如シ夫ノ欧米ニ行ハルル耶／蘇宗教ヲ以テ我民ヲ化新セント欲スルノ徒熱ク我人ノ情世態ノ沿革ヲ察シ又彼ノ耶蘇宗教ノ真面目ヲ窺フノヲ得ハ人道ノ宗教外ニ在ルヲ知り又氏ガ所謂知り徳ヲ／兩全スルノ人タルヲ得ルニ庶幾ヲシ乎／明治十一年七月廿二日小幡篤次郎記ス

この序文で小幡篤次郎はミルが道徳（人道）を宗教の外部に確立しようとしていることを評価している。ミルは第二論文においてこれを論証するためにギリシャ哲学を引用し、宗教だけではなく、哲学の中にも道徳性や陶冶性が存在することを論証したのだが、この論文でミルは、十九世紀後半の宗教が衰退した時代には、従来のキリスト教に代わる新たな道徳的規準が必要であり、既存宗教によるのではない道徳教育を確立すること

を主張した。これに対して小幡は、日本には儒教思想や武士道などが、すでに歴史的に宗教外に道德や社会的規範として存在していることを強調し、ミルがキリスト教によらない道德基準をこの論文で論証しようとしたことに對して、もう少しミルが長生きして日本の思想について理解してくれたならば、現実に日本が宗教外に道德規準を持つ国であることを知り、自分の論証に意を強くしたであろうと述べている。さらに小幡が述べるのは日本社会がキリスト教を、西洋文化とともに導入しようとする時、ただ盲目的に受容するのではなくミルによつて指摘されたような不都合な点があることも承知し、イギリスでの宗教と道德のあり方と、日本での事情とをよく理解した上で導入すべきであることを述べている。つまり小幡は、イギリス人であるミルが、現実のイギリス社会における宗教と道德のあり方に改良の余地があるとして、宗教外に道德規準を設けようとしていること、また歴史的に日本の場合は、儒教や武士道などによつて、宗教の外に道德的基準を設けるべきだとするミルの試みは、すでに實現されている社会であることを認識すべきだと、日本の道德教育の独自性を強調している。このように儒教思想を基礎に持つ小幡は、ミルが「自然論」「宗教の有用性」と二つの論文で、論証を繰り返しながら、ためらいがちに既存宗教と道德教育の分離を主張したことに對して、違和感なくその主旨をいとも簡単に理解し、評価している。またこの小幡の態度はイギリスにおいて『宗教三論』が出版された時の人々の評価と正反對をなすものである。つまり『宗教三論』の「自然論」と「宗教の有用性」については、当時のイギリス人にとっては理解しにくくても、当時の儒教思想を基礎にもつ小幡をはじめとする日本の知識人には表面的には理解しやすく、関心を持ちやすい内容であったと推測できるのである。但しミルの真意をどの程度理解したかには疑問がある。つまり宗教外に道德を制度化しなければならぬ理由は何かというのと、キリスト教に基づくイギリスの社会制度が大衆の自立心や内面的自由を奪っているからこそ、キリスト教が今

まで道德教育に果たした効果は認めつつも、これを改良しなければならないという観点から、ミルはキリスト教の外に道德規準を設ける必要があると考えたのである。小幡は日本においても封建制度を維持してきた儒教や武士道による社会制度的支配が民衆の自立心を奪ってきたことを理解し、それが近代化の足かせになることを充分承知しているはずであるが、前述のような言葉を述べている。つまり小幡はミルの第二論文の趣旨に同調しつつ、ミルが新しい宗教を造る必要を迫られているイギリス社会の道德観よりも日本の儒教的な道德観を高く評価していることが理解できる。¹² 小幡はミルの (Religion of Humanity) の構想を冷静に「人道宗」と訳し、逆に当時文明開化の一つの方法として考えられていたキリスト教の受容に注意を促している。¹³ 第二論文を小幡がわざわざ「教用論」と訳したのは、ミル同様に小幡も道德教育に必要性を感じ、「新たな道德規準を初期教育によって社会に普及し、社会的モラルの向上を考える」というミルの思想を的確に捉えているためであろう。おそらく小幡篤次郎自身も十九世紀後半のイギリス社会でミルが目指した、既存宗教(思想)に代わる新たな道德教育の必要性を、近代日本社会でも実現しようとしていたに違いない。近代日本の新しい道德教育の実現という観点からすればミルの問題意識は、日本とイギリスという違いはあっても小幡篤次郎自身の問題意識でもあったといえよう。そしてもちろんそれは福沢諭吉の問題意識でもあったはずである。しかしそうであるならば、小幡の「教用論」序文における儒教・武士道の賞賛はどのように理解したらよいのだろうか。明治初期には、ミルが「自然論」で述べたような自然宗教の非科学性と善悪基準との無関係性を述べて、迷信や土着の信仰心を否定するものが新聞を始めとして、教本類などに数多く見られた。それは従来の初期教育の方法が日本固有の宗教性を色濃く残すものであり、「自然論」で述べられるような自然の脅威や、自然に対する畏怖心を利用して子どもに教育しようとするものであったからである。さらにこうした迷信や因習に充ちた教

育が初期教育だけでなく、社会全般に流布していた。つまり「自然論」でいえば自然法則を社会規範と同一タームで、しかも恐怖心を利用して教育するというシステムである。おそらく教育者としての小幡は、これを正確な知識と主体的な道徳心を個人個人がもてるような教育システムに変えることが社会の進歩には必要であると考えたのではないだろうか。そして新しい時代の教育のあり方をミルの思想の中に共有したのではないかと思われる。ミルは『宗教三論』「宗教の有用性」で、宗教教育の利益は、初期教育の効果や世論の形成にあることを述べている。¹⁴小幡篤次郎が新しい時代の日本の道徳教育を考慮するとき、「宗教の有用性」におけるミルのこうした論説は、小幡にとって大変心強いものであったはずである。次の節では、こうしたミルの問題意識が小幡の問題意識でもあったことを示す、小幡篤次郎の著作『天変地異』を分析する。

四 小幡篤次郎の『天変地異』

この節では、『宗教三論』の翻訳をする以前の小幡篤次郎が、『宗教三論』の第一論文の「自然論」と同様の目的を持ってまとめられた民衆向けのテキストを分析し、小幡篤次郎の思想を可能な限り描き出したいと考える。

小幡篤次郎は明治元年（一八六八年）という早い時期に『天変地異』という自然科学の解説書を書いている。当時すでに慶應義塾の経営にあたっていた小幡篤次郎は、この自然科学の解説書に図解を入れて読むだけでなく、実験の図として見ることによって理解しやすい工夫をしている。そのため『天変地異』は文部省が出した「小学教則」によれば下等小学五級（二年後期）の「読物読方」の教科書に指定されている。また教科書とし

て用いらただけでなく一般的な啓蒙書として相当多く読まれたとされている。¹⁶ 小幡はこの著作を日本人が天変地異に対して、非科学的な解釈をしていることに対して、科学的な立場から西洋の科学書をできる限り参考にしてその原因を解説し、世の中の迷信を正そうという目的によって書いている。この時期我が国に遅れていたものは、欧米先進国の自然科学であり、これをいかに我が国に取り入れ、近代化するかということが焦眉の問題だった。幕末の思想家、佐久間象山（一八一―一八六四）は「東洋ノ道徳 西洋ノ芸術」という言葉を使用した¹⁷が、これは東洋の道徳、西洋の科学という意味であり、「和魂洋才」を推奨するものであるという。

このように幕末から明治初期の先覚者は、自然科学の紹介翻訳書することによって日本の教育の近代化を始めたわけだが、小幡篤次郎の『天変地異』も同様に社会の迷信を正すために避雷針や地震、彗星や虹という自然現象の解明を詳細におこなっている。この時期の小幡は慶應義塾の塾長であり、幕府開成館の助教授でもあり、明治維新を目の当たりにして今後の日本の教育システムについて熟慮していたはずである。その意味でも小幡の『天変地異』は「和魂洋才」を基礎にしたテキストであることはまちがいない。「和魂洋才」はこの時期の教育システムの特徴である。小幡篤次郎は『天変地異』の序文で次のように述べている。

天変地異序

孔子は怪力乱神をかたらずと教えられ後世の大人君子も皆怪し気なる事は口にも言はず筆にも留めざるに今この冊子を天変地異と題し人の思議すへからざる事として論せざる事／件を原書より取集め翻訳して世に公にするは／如何にも奇を售り幻をひさくやうおもふ人もあ／るへきなれとも余輩の本心は奇を祈り幻／を挫き天変は変ならず異はいならざるの／義を併解するまでの事にて必意此書は天／変地異の解と題すへきものな

るに詞ながく／句調あしきゆへ解の一字を略したるなり／抑も世にいふ所の天変地異は皆その理あること／にて固より不思議とするに足らずその見慣れ／聞き知りて異変とは思はざるものにて却て／おどろくへきあり怖がるへきあり火の燃え水の流／れ日朝に昇り夕に没するも見慣れたるはこそ／怖れも驚きもせされとも偶然に斯る事／あらは如何とこれを評すべき其常に斯く／あるは何の理そ又斯くある事千万年もつつ／くへきやたゆへきやも考へず等閑にうち過る世の習ひなるかゆへ怖るへきを怖れず驚く／へきを驚かず漠然としてその道理を解せ／す譬へは雷を天の怒神の所為杯といひ之を避るの道をしらす彗星を兵の兆といひ地震を／神靈の怒りと唱ふるの類皆容易くしるへき／の理なれば是等を始め虹電流星流星九日同時に昇り三月並ひ懸り事より陰火狐火杯に／至るまで哀れむへき感を解かむため一々例／を揚げ人をしてはやく此等の理を合点せしめおとろくへきもの怖るべきものを弁／察し以て世の幸福安全をまさむ事を／ねかふのみ

慶応四戊辰年八月 慶應義塾同社職

小幡篤次郎が『天変地異』を書いた明治元年（一八六八年）はミルの「自然論」がイギリスで出版される六年前である。従って小幡篤次郎がミルの「自然論」から影響を受けて『天変地異』を書いたことはありえず、この『天変地異』の序文は小幡自身の問題意識そのままであろう。ここで小幡が述べているのは、日本固有の信仰や迷信は自然に対する恐怖心などから生じており、本来孔子の教え（儒教）では怪しげな神や宗教は対象にしないのだが、世の中には自然現象の不可思議さが迷信や宗教になり、人々はそれに対する恐怖心から信仰を持つという情けないことをしている。自然現象には必ず原因があり、それを知識として知るとは迷信や宗教に頼ることなく、自分で幸福な生活を送ることができるので、自分はあえて孔子の教えのタブーを破って

『天変地異』の解をおこなうという内容である。これは「自然論」においてミルが主張した、自然の残虐性を論証して自然が善でも悪でもなく、まして絶対的な創造者（神）などでもなく、単に自然法則に物体が従っているのみであることを述べた論理と同じである。ミルは、自然は時には人々を殺し多くの物的被害を与え、もしこの行為を法で裁くことができるのなら死刑に値するだろう。死刑に値するものが善であるはずがないとまで強調して述べているが、ミルは最終的に自然現象に限らず、逆に我々人間の行為もこの世にあるもの全てが自然法則に基づいて存在しているだけであって、それは原因と結果の因果関係に過ぎないと主張する。ミルの「自然論」はこのように完全に自然法則と倫理規範を同一タームで説明する論理の否定、さらには自然法のもとにある絶対神の根柢への懐疑であり、この懐疑心はやがて十九世紀ヨーロッパにおける宗教の世俗化現象に拍車をかけることになる。

しかし『天変地異』を書いた時期の小幡篤次郎がこのような十九世紀イギリスにおける科学と宗教の分離、宗教と道德の分離への努力を熟知しているとは考えられない。しかしその著述目的に類似性があるならば、両者の背景の中にそのような目的を必要とするような事情があるのではないかと思われる。

五 宗教と道德の分離 (Secularism) についで

J・S・ミルが「自然論」で意図したことは、自然（物理法則）を宗教（自然神学、啓示神学）から分離させること。そしてあくまでイギリス経験主義哲学の伝統において、その論理を説明することである。これは結果として経験主義哲学の反対側にある当時イギリスで主流であった直覚主義哲学への批判になる。事実ミルの

『宗教三論』が出版された直後、ミルの思想や業績をよく知る者たちだけでなく、ミルが批判した直覚主義者からも多くの批判が出た。¹⁹なぜミルが直覚主義哲学を批判したのかといえば、もちろんベンサムや父ジェームズ・ミルによつて教育された、経験主義哲学や功利主義哲学にその根柢があるのは間違いないが、なによりもミルが指摘しなかったのは直覚主義者が主張する内在論が、しばしば宗教的拡大解釈を引き起こし、神の存在証明論が自然法概念へと、また政治権力へと変化することであつた。²⁰つまりミルは、論理学の問題が、神学的問題に摩り替わり自然法概念になつて、絶対的強制力の肯定へと連続性をもつことにより、宗教問題が国民の統治の問題や、政治問題へとシフトする可能性があることを示唆したのである。さらにミルの「自然論」や「宗教の有用性」の中でたびたび主張されている宗教と政治権力との連続性への批判は、単に哲学的問題だけではなく、具体的な十九世紀イギリスにおける社会問題を含んでいた。

十九世紀のイギリスではイギリス国教会の宗教的強制力は想像以上に大きく、その権力は政治的にはトーリー党と結びつき、教育の分野ではオックスフォードやケンブリッジなどの国家的人材を生み出す大学機関と一体化した構造をもっていた。それについてミルは、一八三六年に書いた「文明論」の中で具体的にオックスフォードやケンブリッジなどの大学で非国教徒が入学を許可されず、またイギリス国教会中心の偏つた教育をおこなひ、さらにロックの名のもとに自然法的な強権的な道德、哲学教育をおこなっていることに対して激しい非難をしている。²¹しかしミルは、この一八三六年の「文明論」の時点ではイギリス国教会に対して対決姿勢をとりながら、「自然論」で繰り広げられた自然法批判の論証はおこなっていない。なぜならそれには一八四三年の『論理学体系』で完成する独自の科学方法論を必要としていたためである。ミルは『論理学体系』によつて科学方法論を確立し、以後一八五〇年代以降の円熟期には『論理学体系』で確立した方法を重視しながら社会

改良的な提言をしていく。『宗教三論』第一、第二論文がまさにこの時期の著作に当たるのは、先に述べたとおりである。²²

それでは、「天然論」と「教用論」として小幡篤次郎が翻訳した『宗教三論』第一、第二論文におけるミルの真の目的は単なる宗教や道徳の分析、あるいは宗教批判だったのだろうか。それは「文明論」でのミルの指摘と同様に宗教批判というよりも二つの論文ともイギリス国教会が牛耳る教育や政治、社会制度への批判が根底にあると思われる。そしてミルはイギリス国教会のいわゆる社会制度としてのキリスト教を維持するための道徳、哲学教育がかえって真の学問的な活動や、道徳的に優れたボランティアな意識を阻害していると考えたのである。ミルはしばしば「新しくなった世界には、新しい政治学が不可欠である。」というトクヴィルの言葉を引用し、イギリス国教会が影響を与える社会制度全般を変革する必要性を述べている。²³ この社会システムの変革には、イギリス国教会という巨大組織の権威や民衆への精神的な支配の排除が必要であり、そのためにも国教会が指導するキリスト教と道徳教育を切り離すこと、言い換えれば政教の分離が必要だった。これがミルの世俗主義といえるだろう。ミルが道徳教育と宗教の分離について端的に述べたのが『宗教三論』の第二論文であり、そこで主張したのが「人間性の宗教」(Religion of Humanity)である。つまり「人間性の宗教」はミルが主張するような「教育の目的は、個人が熱心に元氣よく、無私の気持ちで真理を追求すること」、「真理の探究に必要な資料と道具を与えられた上で、それらの自由な使用を委ねられること」を実現するために、「イギリスの教育の真の改革者が戦わなければならない根深い誤謬であり、宿敵となっている偏見」を壊すために必要な概念であった。またこれは「国家が持っている精神文化のためのすべての制度が、凡人たちの公言する原理に従って作られているような国家」は変革する必要があることを、端的に示すキーワードでもあった。²⁴

また前述のリンダ・レーダーのミル宗教論研究においてもこの「人間性の宗教」というキーワードとリベラリズムの問題（特に現代アメリカ自由主義）は密接に関係している。

十九世紀イギリスにおける宗教の問題は、ミルにとっては神学的問題というよりも、政治思想の問題としてその現実の欠陥を明確にし、改良する必要があるものだった。しかしこうした考えは、ミルだけではなく、ベンサム25の宗教論のなかにも生じていることが、最近のベンサム研究で明らかになっている。三節でも述べたが、ミルは『宗教三論』の第二論文の中で、コントとベンサムの論文を使用してこの主題（Utility of Religion）を扱うことを述べているが、ベンサムの論文というのは、先にも少し述べた通り正確には、ミルの友人グロート（George Grouet）がフィリップ・ビーチャム（Philip Beauchamp）の偽名で一八二二年にロンドンのリチャード・カーライル社から出版した『自然宗教が人類の地上の幸福に及ぼす影響の分析』のことである。諸説はあるが、この論文がベンサムの指示を受け、弟子であるグロートがさらに偽名を使用して出版したという経緯は、この時代に宗教の世俗化（secular）を意図した著述をおこなうことの困難さを示しているといえよう。ミルが第二論文を出版する意図がなかったというのもあるいはこうしたこと26が理由なのかもしれない。しかし最近のベンサム研究では、このような宗教の世俗主義（secularism）を主張するベンサムの宗教的急進主義はベンサムの政治思想になくはならないものであると分析している。こうしたこと26から小幡が翻訳した『宗教三論』第一、第二論文は、ミルがベンサム經由の功利主義哲学からもたらされた功利主義的政治思想と深く関わるものであることが理解できる。つまり宗教論という扱いを受ける「自然論」や「宗教の有用性」は現実的な十九世紀イギリスの政治、教育制度論として理解してさしつかえないと考える。

しかし、出版されなかった第三論文「大極論」はどうだろうか。これについて小泉「一九八五」は、福沢諭

吉の関心を引かなかつたためであろうと分析している。つまり翻訳はほぼ完成していても、「大極論」のテーマである神の存在証明論は日本の社会に必要とは判断されなかつたためではないかと述べている。「自然論」「宗教の有用性」について小幡篤次郎は非常に急いで翻訳し、もし間違いがあれば次の版で修正するとまでこわって出版したにもかかわらず、第三論文はほぼ完成しているのに出版に至らなかつたのは何故なのか。そこで先の漱石文庫に残された『宗教三論』の傍線部分にもう一度注目してみると、漱石が第三論文の自然神学における神の存在証明、つまり宇宙論の部分だけに四カ所の傍線を残していることである。宋学における宇宙論では人間と自然のあり方は、太極 \parallel 理によって根拠付けされるものである。太極によって人間と社会と自然はただ一筋に貫通されており、宇宙的秩序を究極的に成立せしめる天理（天道）が人間性に内在し、本然の性となり、社会秩序に対象化されて君臣、父子、夫婦、兄弟、朋友の「倫」となるという。従つてそうした社会秩序の根本規範は人間性に内在するので人間の本来的あり方は、社会秩序に帰依する以外にありえない²⁷という儒教的な「精神」の根源を表すものである。この「精神」は丸山「二〇〇一」によればアンシャン・レジーム下の人間と社会と自然の在り方が見事に浮き彫りにされているという。つまり封建制の根本理念がまさにそれであるといえるだろう。但しミルは「有神論」において宇宙論（自然神学）と結びついて絶対化したキリスト教の神の存在証明を論理学の方法で解明しようとしたが、結局解明できず希望の神学の存在だけを証明することになる。つまり神がいようとしまいと神を希望することによって人間に希望が生じ、幸福と活力が生じるといふ信仰のプラスの面を証明するにとどまっている。これはあくまで啓示宗教における信仰に対する価値観の問題であり、信仰を持つ人は、そのことによつて幸福になれるという証明である。つまり第一、第二論文は日本の状況に対応する現実的な道徳教育や文明開化の理念が含まれ、小幡篤次郎の持つ問題意識と共通点を持つ

のに対して、第三論文は小幡から見れば封建制を維持してきた儒教的太極論は当然理解できても、新しい日本の制度理念としては考えられず、まして信仰の問題は日本人にはほとんど関係ないと考えたと推測しても良いのではないだろうか。しかしこのことは、ヘレン・テイラーが述べた第一、第二論文と第三論文との「トーンの違い」を小幡篤次郎はきちんと把握していたことを示している。もちろん日本とイギリスにおける歴史的あるいは宗教的背景や状況の違いからもたらされたものとはいえ、その敏感な洞察力に驚かされる。

おわりに

小幡篤次郎がJ・S・ミルの功利主義思想から多くの影響を受けたという明確な記録はないが、以上のように小幡の翻訳を分析すると、小幡が冷静にミルの問題意識を踏襲した上で翻訳していることが理解できる。但しこれが福沢諭吉の意思なのか小幡篤次郎の意思なのかということに対して、今まであまり問題にならなかった。しかしJ・S・ミルがイギリス社会において遺稿という形式で出版せざるを得なかった宗教の世俗化と新しい道徳教育についての論文を小幡は共感をもって受容し、さらに自分の素養である儒教思想や武士道との類似点を述べている。このことは福沢諭吉が「物ありて然る後に倫あるなり、倫ありて然る後に物を生ずるに非ず。臆断を以て先ず物の倫を説き、その倫に由て物理を害するなかれ」（文明論之概略、卷之二）と述べて社会秩序の先天性を払拭し、丸山によれば、宋学に対して駁撃を下して「物理」の客観的独立性を確保したの²⁸に對して、小幡は儒教的道徳観を堅持していることを示している。言い換えれば、小幡にとって確かに封建制を維持してきた社会制度論としての「大極論」はもはや固執するものではないが、教育システムとしては孔子、

孟子の具体的な教えや武士道による人間教育システムが、実際に子どもを教えるときに、キリスト教的教育システムを日本の教育に導入するよりも適していると考えたのではないだろうか。このことはミルもキリスト教の効用として、キリスト教がイギリスの初期教育に果たしてきた役割が非常に大きいことを述べていることと同様である。

ミルの目指した、「存在命題」と「当為命題」の分離は、すなわち自然法則から倫理規範を分離することだが、儒教思想の払拭という点においては、福沢と小幡に若干の温度差があると解釈してよいだろう。しかし小幡が『宗教三論』の第一、第二論文が日本の近代思想にとって重要な概念を含んでいること、つまり宗教の世俗化という形をとった旧体制批判の制度論であることを見抜いていたことは確かである。

日本における J・S・ミルの受容は、明治初期と大正の自由民権運動の時期に高まるという二つの山が見られるがこの両時期の受容形態は若干異なる。明治初期は小幡の翻訳や西周の翻訳に見られるように、倫理学や功利主義哲学として発展、理解されるが後期の受容では、民衆の内面的自由の観点から、より学問的に受容されるという特徴がある。特に明治初期の J・S・ミルの受容の特徴は、旧体制から新体制へという制度移行期における内面的な支えとして利用されるのだが、そこには旧体制の土台を成していた儒教思想が複雑に関与するため、その受容に様々なベールがかかることは否めない。しかしそうした事情を考慮したうえで小幡篤次郎は明治初期における優れた教育者、翻訳家として福沢諭吉を支えただけでなく、主体的にミル研究をおこなったミル研究家といってもよいだろう。もし彼の翻訳目的が単に J・S・ミルがイギリスで著名であったというだけで、ミルの主張を十分に理解できなければ『宗教三論』は三論とも出版されていただろう。『宗教三論』の日本での出版が第一、第二論文だけであったということは、もちろん福沢諭吉の関与も考える必要はあるが、

小幡篤次郎が優れたミルの解説者であり、思慮深い日本への紹介者であったことを示すのである。

注

- (1) ミル著作集 (*Collected Works of John Stuart Mill* [CW.と略す] 編集者の J. M. Robson は十巻序文で、ミルとハリエツトの書簡分析をおこなない著作の形成過程を分析している。
- (2) *Politics, Religion and Classical Political Economy in Britain: John Stuart Mill and his followers*. Jeff Lipkes, Macmillan Press, 1999.
リプクスはミル周辺の人物の『宗教三論』出版における批評を詳細に分析している。第一、第二論文と第三論文の音色の違いについて、ベンサムや父ミルの無宗教の英才教育で形成されたミルの宗教観が最晩年において変化したのではなく、第一、第二論文ではキリスト教だけでなく自然宗教にも考慮して旧来の伝統的キリスト教の短所を改良して最高の宗教の形を残そうという問題に向けられているのに対して、第三論文では神の存在証明の論証を試みていることを述べている。
- (3) [CW.I] *Autobiography* 『ミル自伝』朱牟田夏雄、岩波文庫一九六〇 四二一―六一頁。
- (4) L. Raeder, *Mill and Religion*, 第二論文の「宗教の有用性」の中で主張されている「人間性の宗教」に注目する。
- (5) 参考文献参照、小泉仰「一九九七」二五三―四頁。
- (6) 前掲書二五四頁。
- (7) 『弥見氏宗教三論』小幡篤次郎訳 一八七七・九 九頁。
- (8) [CW.X]. p.375.
- (9) *Ibid.*, p.372.
- (10) [CW.X] pp. 371-372, Introductory Notice.

- (11) Linda C. Raeder, *John Stuart Mill and the Religion of Humanity*, Introduction.
- (12) 小泉「一九九七」二五八頁「ミルは明治初期の日本の思想家にさまざまな影響を与えてきた。…近代思想家はミルをストレートにそのまま受け入れたのではない。それぞれの思想家が己の信じる日本の近代化路線を実現するために利用できる場所を利用したのであって、日本人の主体性をはっきりと持ちながらミル思想の中で十九世紀の日本の現状に最も適切だと考えられた点を選択して受容したということができるのである。」
- (13) 小泉仰「ミルの『宗教三論』と福沢諭吉の宗教観」『近代日本研究』二一九八五 慶應義塾福沢研究センター 四三五―四五四頁。
- 小泉氏はこの論文の中で、ミルと福沢諭吉の功利主義的宗教観の類似性を指摘している。さらに「宗教三論」第二論文の“Utility of Religion”の中で主張される既成宗教から人類教への宗教的發展段階を想定したReligion of Humanity概念に福沢が共鳴したであろうと述べている。このことから小泉氏の分析によれば、福沢はあくまでReligion of Humanityについては宗教の発展系としてとらえていたことになる。
- (14) [CW:XI], pp.408-410.
- ミルは宗教教育の影響力は初期教育に大きなものがあり、もしこうした超越的な宗教がなくても、権威や初期教育への効果や、世論形成に効果のある教育制度があれば、既存宗教における道德教育と同様な効果を生み出せると考えた。
- (15) 天保十三年（一八四二年）六月八日、中津藩士 小幡篤藏の長男として生まれた。実際には長男だが、父は壮年の身で元締と郡奉行を兼ねていたが、格式上の争いから退隠せざるを得なかった。その時男子がいなかったため、篤藏の妹の夫服部孫兵衛を養子として迎えた。そのため篤次郎は、隠居後に生まれたため次男となっている。兄弟は長男の養子の孫兵衛、長女のうめ、次男の篤次郎、三男の甚三郎、次女のいとである。篤次郎は父から幼少時より四書五経の句読をうけ、藩校の進脩館で漢学を学び、十六歳から二十三歳まで進脩館の句読塾頭、館務の職にあり、文久元

年（一八六一年）には新当流剣術、並びに立身新流抜合を相伝。元治元年（一八六二年）に優秀な人材を故郷の中津で探していた福沢諭吉に江戸に来るように説得される。福沢はヨーロッパから帰国して、築地鉄砲州の中津藩中屋敷内に塾を創設し、これを英学塾に転換するために、片腕となる人材を探していたのである。篤次郎はすでに父が亡くなり、次男だが、実際には長男としての責任があるため、また漢学一筋にきたので、洋学には興味はないと辞退していた。結局福沢諭吉の強硬な家族や親戚に対する説得により、弟甚三郎らとともに江戸に行き、以後慶應義塾の経営に当たる。慶應二年から明治元年（一八六六—一八六八年）まで、慶應義塾長を務める傍ら幕府開成校の助教授ともなった。明治九年東京師範学校（後の高等師範科）設立の際にはその校務に参画。明治十二年（一八七九年）東京学士会員に選ばれる。十四年これを辞する。明治十三年交詢社設立に参加して幹事に推され、明治十五年『時事新報』の創刊に尽力する。明治二十二年貴族院議員となり、病氣中の慶應義塾塾長、小泉信吉の代理を果たし、三十一年に副社頭、三十四年に社頭になる。（慶應義塾福沢研究センター所蔵資料紹介文・『明治初期教育稀観書集成』（三）九九—一〇一頁 雄松堂書店より抜粋）

(16) 『明治初期教育稀観書集成』(三) 雄松堂書店 九七頁 一九七九。

(17) 『明治初期教育稀観書集成』(三) 雄松堂書店 刊行の辞 一九七九。

(18) [CWX], p.385.

(19) 拙稿「J・S・ミル「自然論」の思想」東北大学『経済学』二〇〇一・二

第一節参照。出版直後の『宗教三論』の評判を記録したアラン・セル (Alan. P. F. Sell) *Mill and Religion* の分析をおこなっている。

(20) ミルはこの事実を『サー・ウィリアム・ハミルトン卿の哲学』([CWIX], pp.89-108) や『宗教三論』([CWX], p.435) で述べている。経験主義の認識論では帰納法による分析方法に直覚主義者がおこなうような観念論的部分を挿入することは、経験主義哲学にとってはその科学性にかかわることである。ミルはヒューウェルの帰納法を批判して帰納法

の中に経験に基づかない概念が含まれることが肯定されるのならば、そこに宗教的概念を挿入することが可能になる。もしそれが正当な帰納論理学として成立するのならば、論理学の問題が、神学の問題に摩り替わり、次にそれが絶対的な強制力につながる可能性を示唆した。

拙稿「J・S・ミルにおける認識論と宗教の関係」『経済学史学会年報』第四十四号 二〇〇三 十一参照。

(21) Civilization, London and Westminster Review, April, 1836, pp.1-28.

『J・S・ミル初期著作集』pp. 179-223, お茶の水書房 1980. pp. 214-217.

「イギリスの諸大学が、人類の知的な集団は信仰箇条、すなわち一定の意見を信じるという約束に基づかなければならないという原理に一貫して追従してきたこと、また諸大学がしていることは、生徒たちに正しい手段か不正な手段によつて一定の意見に黙従させることであること、ロックによつて生徒たちに「原理」を教え込むという名のもとに激しく非難された人間の能力の乱用が、諸大学の宗教、政治、道徳、あるいは哲学の唯一の方法であること―以上のことは全く良くないことであるが、弊害は、大学の内外共に等しく満ち満ちている。もつと優れた理論が一世紀も前から優れた人々によつて教えられてきたし、また知性の点について水準を維持してゆくことが大学関係者の義務なのであるから、彼等にとつて不名誉なことである。しかし彼等は以上に述べた目的を達成したならばそれ以上のことを気にかけない。彼等は教会人をつくることができるならば、宗教的な人々をつくろうとはしない。トリー党員をつくることができるならば、愛国心をつくることができるかどうかについては無関心である。彼等は異端を防止することができれば、その代償が愚昧なことは気にかけない。以上のことが大学という団体に特有の卑俗さをもたらしている。彼等の宗教的な性格のために、思想の自由を署名によつて放棄しない人々を排除することが死活の問題として争われている間は大学制度についてその他の目的がまじめに考えられる余地はほとんどない。：大学改革への第一歩は大学を全面的に非宗教化すること―非国教徒が入学して正統派の宗教的信条を教えられることを許すような姑息な方法ではなく、宗派的な教育を全廃すること―である。独断的な宗教、道徳および哲学の特定の現れではなくその原理

「自分が根こそぎにされなければならないのである。」

(22) ミルは初期の頃から、宗教と道徳の分離を求めている。つまり自然に善悪の判断基準がないにもかかわらず、自然を善とする考え方が自然法を作り出し、人々がそれを利用した権力機構の下で服従させられているという、自然法批判をおこなっていた。しかし批判が述べられているのみで、「自然論」のような論証はされていない。

拙稿「J・S・ミル「自然論」の思想」東北大学『経済学』二〇〇一・二 II を参照。

(23) J.S.Mill, De Tocquvill on Democracy in American, *London Review*, Oct, 1835, pp. 85-129.

Civilization, London and Westminster Review, April, 1836, pp. 1-28. なおミルは引用してゐる。

(24) *Civilization, London and Westminster Review*, April, 1836, pp. 1-28.

(25) Philip Schofield, Political and Religious Radicalism in the thought of Jeremy Bentham, *History of Political Thought*, pp. 272-291, 1999.

(26) *Ibid.*, p.272.

(27) 「福沢諭吉の哲学」五〇頁 岩波文庫 二〇〇一。

(28) 前掲書、五二頁。

参考文献

Mill, J.S. De Tocquvill on Democracy in American, *London Review*, Oct, 1835.

Civilization, London and Westminster Review, April, 1836.

1873 *Autobiography* [CW1] 【ミル自伝】朱牟田夏雄、岩波文庫 一九六〇

1874 *Three Essays on Religion*. [CW. X]

Jeff Lipkes, 1999 *Politics, Religion and Classical Political Economy in Britain.. John Stuart Mill and his followers.*. Macmillan

- Press.
- Raeder, Linda C. 2002. *John Stuart Mill and The Religion of Humanity*. Columbia : University of Missouri Press.
- Schofield, P. 1999. Political and Religious Radicalism in the Thought of Jeremy Bentham. *History of Political thought*. 20 (2)
- Sell, Alan P.F. 1997. *Mill and Religion*. edited by Alan P.F.Sell, Bristol: Thoennes Press.
- Settani, H. 1991. *The Probablist Theism of John Stuart Mill*. New York:Peter Lang.
- 音無 通宏 一九九四 「ベンサムの「自然宗教」批判」『経済論叢』(中央大学)三十五(四)。
- 一九九八 「イギリス経験論の展開と神の存在証明問題」『専修経済学論集』三十二(三)。
- 小幡篤次郎 一八七七～一八七八 「弥児氏宗教三論」丸屋善七。
- 一八六八 「天変地異」慶應義塾。
- 唐沢富太郎 一九七九 『明治初期教育稀観書集成』(三)雄松堂書店。
- 小泉 仰 一九八八 『ミルの世界』講談社。
- 一九九七 『J・S・ミル』研究社出版。
- 一九八五 「ミルの『宗教三論』と福沢諭吉の宗教観」『近代日本研究』二 慶應義塾福沢研究センター。
- 丸山 真男 二〇〇一 『福沢諭吉の哲学』岩波文庫。
- 松木 恵子 二〇〇一 「J・S・ミル「自然論」の思想」『経済学』(東北大学)六十二(四)。
- 二〇〇三 「J・S・ミルにおける認識論と宗教の関係」『経済学史学会年報』第四十四号。
- 松永 俊男 一九九六 『ダーウインの時代』名古屋大学出版会。